

別記第2号様式

随意契約結果一覧

課等名	契約の名称	契約年月日	契約の相手方	契約金額(円)	契約の相手方を選定した理由	摘要
用地管理室 維持管理課	女満別空港消 防業務委託	令和2年(2020年) 3月26日	(一財)めまん べつ産業開発 公社  網走郡大空町 女満別昭和96 番地1	70,200,570円	<p>本業務については、I C A O(国際民間航空機関)の救難・消防に関する基準や航空法等関連法令に基づき、女満別空港及びその周辺における航空機事故に備え、航空機離発着の際に警戒態勢を取るほか、事故発生の際の迅速な消火活動、医療救護活動を行うものである。</p> <p>本業務委託については、緊急時の即時対応(空港運用時間外においても乗務員8名以上を迅速に業務配置につけること)が求められるとともに、航空機構造、消防車両、消火戦術等の多くの専門知識及び技能並びに実地訓練の経験が必要とされる。</p> <p>業務委託に当たり、上記のような条件を満たす団体は(一財)めまんべつ産業開発公社以外にないことから当該団体を随意契約の相手方として選定する。</p> <p>[ 契約方法の根拠 ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方自治法施行令第167条の2 ( 随意契約 ) 第1項第2号</li> <li>・ 運用方針第3節(随意契約)第1項第2号 ( 契約の目的物が代替性のないものであるとき )</li> </ul>	

注1 この様式は、年度ごと、月ごと等、適宜区分して使用すること。

2 課等ごとに公表する場合は、「課等名」欄は適宜削除して使用すること。

3 「契約の相手方」欄は、契約の相手方の商号又は名称を記載すること。

4 公表の対象契約のうち、特定調達契約以外の契約で公表の必要性がある契約において、契約の相手方が個人(事業者である個人を除く。)の場合にあっては、契約担当斜塔は、北海道個人情報保護条例(平成6年条例第2号)等関係法令に従って取得した個人情報を適正に取り扱い、契約の相手方の個人名を公表しないときには、「契約の相手方」欄に「A」、「B」など個人が特定できないように記載すること。

5 「契約の相手方を選定した理由」欄には、決定書等に記載した理由及び契約方法の根拠を記載すること。

6 単価契約の場合は、「契約金額」欄に「月額 円」等と記載し、「摘要」欄に「単価契約 総価額 円」等と記載すること。

別記第2号様式

随意契約結果一覧

課等名	契約の名称	契約年月日	契約の相手方	契約金額(円)	契約の相手方を選定した理由	摘要
用地管理室 維持管理課	オホーツク紋別空港消防業務委託	令和2年(2020年) 3月27日	(株)紋別観光振興公社  紋別市幸町5丁目24番地	36,552,120円	<p>本業務については、I C A O(国際民間航空機関)の救難・消防に関する基準や航空法等関連法令に基づき、紋別空港及びその周辺における航空機事故に備え、航空機離発着の際に警戒態勢を取るほか、事故発生の際の迅速な消火活動、医療救護活動を行うものである。</p> <p>本業務委託については、緊急時の即時対応(空港運用時間外においても乗務員5名以上を迅速に業務配置につけること)が求められるとともに、航空機構造、消防車両、消火戦術等の多くの専門知識及び技能並びに実地訓練の経験が必要とされる。</p> <p>業務委託に当たり、上記のような条件を満たす団体は(株)紋別観光振興公社以外にないことから当該団体を随意契約の相手方として選定する。</p> <p>[ 契約方法の根拠 ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方自治法施行令第167条の2 ( 随意契約 ) 第1項第2号</li> <li>・ 運用方針第3節(随意契約)第1項第2号 ( 契約の目的物が代替性のないものであるとき )</li> </ul>	

- 注1 この様式は、年度ごと、月ごと等、適宜区分して使用すること。
- 2 課等ごとに公表する場合は、「課等名」欄は適宜削除して使用すること。
- 3 「契約の相手方」欄は、契約の相手方の商号又は名称を記載すること。
- 4 公表の対象契約のうち、特定調達契約以外の契約で公表の必要性がある契約において、契約の相手方が個人(事業者である個人を除く。)の場合にあっては、契約担当斜塔は、北海道個人情報保護条例(平成6年条例第2号)等関係法令に従って取得した個人情報を適正に取り扱い、契約の相手方の個人名を公表しないときには、「契約の相手方」欄に「A」、「B」など個人が特定できないように記載すること。
- 5 「契約の相手方を選定した理由」欄には、決定書等に記載した理由及び契約方法の根拠を記載すること。
- 6 単価契約の場合は、「契約金額」欄に「月額 円」等と記載し、「摘要」欄に「単価契約 総価額 円」等と記載すること。